

第3回 企画改善部会・基準法システムWG 議事録（案）

日時 平成25年2月25日（火）14:00～14:50
場所 大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課 会議室
資料 前回議事録、大阪府実証実験の方法（案）、スケジュール（素案）

出席者

- 大阪府 審査指導課 大西課長補佐（企画改善部会部会長）、沢田様、小林様
- アール・イー・ジャパン株式会社 小野副社長、松川様
- 事務局 久保、荘野（記）

趣旨 通知・報告配信システム実証実験の方法（運用方法）の確認及びスケジュール調整

総括

実験期間は3月の1か月間とし、交付・引渡ベースで、3/1の物件から配信を開始する。
データ配信できない文書については、PDF化の上配信する。
原本書類については、4/1にまとめて送付とする。（詳細別紙参照）

主な意見等

- ①建築計画概要書については、外字等の文字化けリスク回避も含め、その原本性担保のために、1～3面すべてをPDFにして配信いただけないか。（大阪府）
→可能（アール・イー・ジャパン）
- ②（確認）適判結果通知、チェックリスト、建築工事届、浄化槽設置届等（検査）申請書4面、チェックリストなどについても、PDF化の上配信は可能であるか。（大阪府）
→可能（アール・イー・ジャパン）
- ③データ配信できない文書等についてはPDF化の上配信していただくことにより、紙書類の送付は月1回としてもいいのではないかと思う。（大阪府）
→月1回も2回もメリットはあまり変わらないので問題ない。（アール・イー・ジャパン）
- ④府内の他の特定行政庁へも広げてもらわないとメリットが出づらく、それならば従来通りということで振り出しに戻りかねないので、さらなる普及をお願いする。（アール・イー・ジャパン）
→5月に特定行政庁の連絡会議があり、そこで同意が得られれば6月からのスタートも可能なのではないかと思っている。（大阪府）
→ICBAも積極的に他庁との調整を進めていく。（事務局）

今後の予定

- ・実験期間は3月の1か月間とし、交付・引渡ベースで、3/1の物件から配信を開始する。また、原本書類については4/1にまとめて送付とし、その間は紙送付は行わない。
- ・実験により、アール・イー・ジャパンにおいては運用メリットが出るか、大阪府において

は府庁内の事務がスムーズに流れるか、特に建築工事届の PDF 化に伴う影響について、
各々検証する。

- ・双方で実験がうまく行った場合は、5月の特定行政庁の連絡会議で他庁への展開を検討する。

以上

大阪府とアール・イー・ジャパンとの 通知・報告配信システムに係る実証実験（データ本位型）について

■送信対象文書と送信形式

①確認審査報告（建築物）の場合

文書・書類名	記載事項	データ送信	原本送付
表紙（16号様式）	確認済証番号・年月日等	入力データ (xml)	
建築計画概要書 第一・二面 ※機関帳簿記載事項	建築主等の概要、建築物及び その敷地に関する事項	入力データ (xml)	
建築計画概要書 第一・二・三面	上記事項、付近見取図・配置 図	スキャナデータ (pdf)	建築工事届に合 わせて原本送付
確認申請書 第四・五面	建築物別概要、 建築物の階別概要	入力データ (xml)	
チェックリスト、構造計算適判結果通知		スキャナデータ (pdf)	
建築工事届		スキャナデータ (pdf)	月1回原本送付
浄化槽設置届、建築主変更届等			建築工事届に合 わせて原本送付

※建築計画概要書第一・二面（指定確認検査機関が備え付け保存する帳簿の記載事項）については、文字化け等への対応を考慮し、入力データとスキャナデータの両方をデータ送信する。

※計画変更については上記に準ずる。

②中間検査引受通知（建築物）の場合

文書・書類名	記載事項	データ送信	原本送付
表紙（30号様式）	確認済証番号・年月日等	入力データ (xml)	

※完了検査引受通知については上記に準ずる。

③中間検査報告（建築物）の場合

文書・書類名	記載事項	データ送信	原本送付
表紙（32号様式）	確認済証番号・合格証番号、 年月日等	入力データ (xml)	
検査申請書 第二・三面	建築主等の概要、申請する工 事の概要	入力データ (xml)	
検査申請書 第四面	工事監理の状況	スキャナデータ (pdf)	
チェックリスト		スキャナデータ (pdf)	

※完了検査報告については上記に準ずる。

■実証実験における運用ルール

1. データ送信は法定期限内に行うものとします。
2. 建築工事届の送付頻度は、報告件数が少なく建築工事届のデータ送信も併用するため、大阪府における着工統計業務の作業に特段の支障がないと思われることから、毎月1日の1回とします。その他の文書の原本送付頻度については、建築工事届に合わせるものとします。
3. 実証実験期間中の法定の確認審査報告書等（押印した報告書と添付書類）は、データ本位型による通知・報告配信システムの実効性や有用性等を検証する目的に鑑みて、建築工事届の送付に合わせて送付するものとし、大阪府はデータが到達し受領した日にこれらの書類を收受したものとみなして処理するものとします。

■対象物件及びデータ送信期間

対象物件：平成26年3月1日（土）から31日（月）までの間に引受及び交付した物件

※実際は1日（土）と2日（日）が休業日であるため、3日（月）からの分

データ送信期間：上記の対象物件のデータ報告が完了するまで